

議案及び説明 並びに参考資料

令和6年6月定例会

池田市

目 次

1	報告第 6 号	令和5年度池田市水道事業会計予算繰越計算書について	1
2	報告第 7 号	令和5年度池田市公共下水道事業会計予算繰越計算書について	3
3	報告第 8 号	令和5年度池田市一般会計繰越明許費繰越計算書について	5
		説 明	7
4	議案第 4 3 号	池田市子ども条例の一部改正について	9
		説 明	12
		参 考	13
5	議案第 4 4 号	池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について	16
		説 明	18
		参 考	19
6	議案第 4 5 号	池田市水道事業給水条例等の一部改正について	22
		説 明	29
		参 考	32
7	議案第 4 6 号	阪急池田駅南広場再整備工事請負契約の締結について	42
		参 考 (1)	43
		参 考 (2)	44
		参 考 図 面	別添
8	議案第 4 7 号	池田市立旧敬老会館・旧白寿荘撤去工事請負契約の締結について	65
		参 考 (1)	66
		参 考 (2)	67
		参 考 図 面	別添

9	議案第48号	動産の取得について	87
		参 考 (1)	88
		参 考 (2)	89
		参 考 (3)	96
10	議案第49号	動産の取得について	99
		参 考 (1)	100
		参 考 (2)	101
		参 考 (3)	108
11	議案第50号	財産区管理委員の選任について	111
12	諮問第1号	人権擁護委員の推薦に関する諮問について	112
13	議案第51号	令和6年度池田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	113
		説 明	115
		参 考	121
14	議案第52号	令和6年度池田市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	125
		説 明	127
		参 考	133
15	議案第53号	令和6年度池田市一般会計補正予算(第3号)	139
		説 明	143
		参 考	155

報告第6号

令和5年度池田市水道事業会計予算
繰越計算書について

令和5年度池田市水道事業会計予算を翌年度へ次のとおり繰り越したので、
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報
告する。

令和6年6月5日 提出

池田市長 瀧澤 智子

令和5年度 池田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	説明
						内部留保資金	企業債		
1 資本的支出	1 建設改良費	配水管 布設工事	109,200,000	40,691,200	62,500,000	内部留保資金	62,500,000	6,008,800	関係機関との協議に時間を要したこと等のため
	3 第2次 施設整備費	配水管 布設替工事	651,800,000	450,125,500	179,700,000	企業債	134,700,000	21,974,500	関係機関との協議に時間を要したこと等のため
					内部留保資金	45,000,000			

報告第7号

令和5年度池田市公共下水道事業会計予算
繰越計算書について

令和5年度池田市公共下水道事業会計予算を翌年度へ次のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和6年6月5日 提出

池田市長 瀧澤 智子

令和5年度 池田市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	説明
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠布設工事	1,997,700,000	1,426,583,400	293,130,000	企業債	179,100,000	277,986,600	関係機関との協議に時間を要したこと等のため
						補助金	114,000,000		
						内部留保資金	30,000		

報告第8号

令和5年度池田市一般会計繰越明許費
繰越計算書について

令和5年度池田市一般会計繰越明許費を翌年度へ次のとおり繰り越したの
で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に
より報告する。

令和6年6月5日 提出

池田市長 瀧澤 智子

令和5年度 池田市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国府支出金	市債	その他		
					円	円	円	円	円	円
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民記録システム改修事業	7,238,000	7,238,000		7,238,000				
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍システム改修事業	5,654,000	5,654,000		5,654,000				
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対策臨時特別給付金給付事業	1,324,155,000	1,250,593,000		1,191,033,000				59,560,000
3 民生費	1 社会福祉費	保健福祉総合センター外壁改修事業	26,000,000	26,000,000						26,000,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	38,050,000	38,050,000		38,050,000				
7 商工費	1 商工費	消費喚起事業	250,000,000	250,000,000		168,983,000				81,017,000
8 土木費	4 都市計画費	五月山動物園整備事業	439,600,000	439,600,000		199,800,000	185,600,000			54,200,000
10 教育費	2 小学校費	小学校遊具改修事業	146,300,000	146,300,000		49,253,000	96,800,000			247,000
10 教育費	2 小学校費	小学校トイレ改修事業	99,000,000	99,000,000		26,864,000	72,100,000			36,000
10 教育費	2 小学校費	小学校照明器具改修事業	108,900,000	108,900,000		36,659,000	72,200,000			41,000
10 教育費	3 中学校費	中学校外壁等改修事業	132,000,000	132,000,000		44,440,000	87,500,000			60,000

令和5年度 池田市一般会計繰越明許費繰越計算書説明

款 項	目	節	予 算 額	決算見込額	残 額	繰 越 額	不 用 額
			円	円	円	円	円
2 総務費 3 戸籍住民基本台帳費	1 戸籍住民基本台帳費	12 委託料	145,846,000	132,915,956	12,930,044	12,892,000	38,044
3 民生費 1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	3 職員手当等	63,526,000	58,868,834	4,657,166	1,250,000	3,407,166
		10 需用費	2,022,000	628,659	1,393,341	700,000	693,341
		11 役務費	33,809,000	10,605,195	23,203,805	19,177,000	4,026,805
		12 委託料	236,074,000	110,529,728	125,544,272	109,719,000	15,825,272
		13 使用料及び賃借料	1,954,000	899,955	1,054,045	347,000	707,045
		18 負担金補助及び交付金	3,965,502,000	2,659,496,899	1,306,005,101	1,119,400,000	186,605,101
3 民生費 1 社会福祉費	8 保健福祉総合センター管理費	14 工事請負費	26,000,000	0	26,000,000	26,000,000	0
4 衛生費 1 保健衛生費	2 予防費	11 役務費	19,884,000	10,175,609	9,708,391	1,050,000	8,658,391
		12 委託料	1,347,560,000	844,998,529	502,561,471	37,000,000	465,561,471
7 商工費 1 商工費	2 商工振興費	12 委託料	256,601,000	6,586,600	250,014,400	250,000,000	14,400

款 項	目	節	予 算 額	決算見込額	残 額	繰 越 額	不 用 額
8 土木費 4 都市計画費	6 公園整備費	12 委託料	186,500,000	122,870,000	63,630,000	60,600,000	3,030,000
		14 工事請負費	554,000,000	160,811,200	393,188,800	379,000,000	14,188,800
10 教育費 2 小学校費	1 学校管理費	14 工事請負費	281,610,000	125,182,442	156,427,558	146,300,000	10,127,558
10 教育費 2 小学校費	3 学校建設費	14 工事請負費	292,900,000	68,860,000	224,040,000	207,900,000	16,140,000
10 教育費 3 中学校費	1 学校管理費	14 工事請負費	143,000,000	7,257,558	135,742,442	132,000,000	3,742,442
計			7,556,788,000	4,320,687,164	3,236,100,836	2,503,335,000	732,765,836

議案第 4 3 号

池田市子ども条例の一部改正について

池田市子ども条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

近年の児童虐待等子どもの権利が軽んじられる事案が多発している状況に鑑み、子どもの育成の推進に係る基本理念において子どもの権利についてより重点を置いて規定するほか、こども基本法に基づく市町村こども計画を策定するための規定の整備等を行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市子ども条例の一部を改正する条例（案）

池田市子ども条例（平成17年池田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 子どもの権利として、大人と同様にひとりの人間としての権利及び成長過程において保護され、かつ、配慮される権利を子どもが有し、子どもがその権利の主体であることを認識した上で、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、次に掲げる事項を大切にしてい取り組むこと。

ア すべての子どもは、人種や国籍、性別などの理由にかかわらず、基本的人権が保障されるとともに、いかなる差別的取扱いも受けることがないこと。

イ すべての子どもは、その命が大切に守られ、心身ともに健やかに成長し、発達するために必要な支援を受けること。

ウ すべての子どもは、自分に関係のあるすべての事項に関して自由に意見を表すことができ、それらの意見は子どもの年齢や発達に応じて十分に考慮されること。

エ すべての子どもに関するあらゆる活動において、子どもの最善の利益が優先して考慮されること。

第9条第1項中「市は、」の次に「第3条に定める」を加え、「その」を「前条に定める」に改め、同項中第5号を削り、第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 子どもの権利を守る環境づくり

第9条第2項中「市は、」の次に「第3条に定める」を加え、同条に次の1

項を加える。

3 市は、子どもの育成に係る市の施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該施策の対象となる子ども又は保護者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第10条中「前条の」を「前条第1項に定める」に改める。

第16条の見出しを「(計画)」に改め、同条中「第10条から前条までに規定する各施策」を「子どもの育成に係る施策その他子どもに関する施策」に、「子ども・子育て事業計画を」を「こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に規定する市町村こども計画その他法令の規定により策定する子どもに関する計画を一体として」に改める。

第17条第1項第3号中「に規定する事業計画その他子ども・子育て支援」を「の規定による計画の策定」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの育成その他子ども・子育て支援に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市子ども条例の一部改正について

- 1 子どもの権利について明確に規定するとともに、子どもが子どもの権利を有し、その主体であることを認識した上で、児童の権利に関する条約によるいわゆる4原則（差別の禁止、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重並びに子どもの最善の利益の4つの原則をいう。）に相当する事項を大切にして子どもの育成の推進に取り組まなければならないことを基本理念として定めるものであること。

（第3条関係）

- 2 子どもの育成に係る市の施策における基本目標について、子どもの権利を守る環境づくりの重要性を強調するための整備を行うものであること。また、子どもの育成に係る市の施策の策定、実施等においては、子ども、保護者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとするものであること。

（第9条関係）

- 3 子どもの育成に関する施策その他の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、こども基本法（令和4年法律第77号）に基づく市町村こども計画（子どもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策について市町村が策定する計画をいう。）その他法令に基づき本市が策定する子どもに関する計画を一体として策定することとするものであること。また、これに伴い、池田市子ども・子育て会議の所掌事項について、所要の規定の整備を行うものであること。

（第16条及び第17条関係）

- 4 この条例は、公布の日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第43号 参 考

池田市子ども条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条 子どもの育成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。</p> <p><u>(1) 心身ともに健やかに成長する権利、教育を受ける権利その他子どもが有する諸権利が尊重され、保護されること。</u></p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条 子どもの育成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。</p> <p><u>(1) 子どもの権利として、大人と同様にひとりの人間としての権利及び成長過程において保護され、かつ、配慮される権利を子どもが有し、子どもがその権利の主体であることを認識した上で、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、次に掲げる事項を大切にしていること。</u></p> <p><u>ア すべての子どもは、人種や国籍、性別などの理由にかかわらず、基本的人権が保障されるとともに、いかなる差別的取扱いも受けることがないこと。</u></p> <p><u>イ すべての子どもは、その命が大切に守られ、心身ともに健やかに成長し、発達するために必要な支援を受けること。</u></p> <p><u>ウ すべての子どもは、自分に関係のあるすべての事項に関して自由に意見を表すことができ、それらの意見は子どもの年齢や発達に応じて十分に考慮されること。</u></p> <p><u>エ すべての子どもに関するあらゆる活動において、子どもの最善の利益</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(2)・(3) (略)</p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p>(基本目標)</p> <p>第9条 市は、基本理念にのっとり、<u>その責務を全うするため</u>、次に掲げる事項を子どもの育成に係る市の施策の基本目標として定めるものとする。</p> <p><u>(1)～(4)</u> (略)</p> <p><u>(5) 子どもの人権を守る環境づくり</u></p> <p>2 市は、基本理念にのっとり、保護者が生み育てる子どもの数やその発育段階及び子育てをする家庭を取り巻く社会経済情勢等に応じ、最もふさわしい支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>(子ども・子育て家庭への支援)</p> <p>第10条 市は、<u>前条の基本目標に沿って</u>子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を支援するため、次に掲げる施策を講じるものとする。</p>	<p><u>が優先して考慮されること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p>(基本目標)</p> <p>第9条 市は、<u>第3条に定める基本理念にのっとり</u>、<u>前条に定める責務を全う</u>するため、次に掲げる事項を子どもの育成に係る市の施策の基本目標として定めるものとする。</p> <p><u>(1) 子どもの権利を守る環境づくり</u></p> <p><u>(2)～(5)</u> (略)</p> <p>2 市は、<u>第3条に定める基本理念にのっとり</u>、保護者が生み育てる子どもの数やその発育段階及び子育てをする家庭を取り巻く社会経済情勢等に応じ、最もふさわしい支援を行うよう努めるものとする。</p> <p><u>3 市は、子どもの育成に係る市の施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該施策の対象となる子ども又は保護者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(子ども・子育て家庭への支援)</p> <p>第10条 市は、<u>前条第1項に定める基本目標に沿って</u>子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を支援するため、次に掲げる施策を講じ</p>

改 正 前	改 正 後
<p>る。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>第11条～第15条 (略)</p> <p><u>(子ども・子育て事業計画の策定)</u></p> <p>第16条 市は、<u>第10条から前条までに規定する各施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども・子育て事業計画を策定するものとする。</u></p> <p>(子ども・子育て会議)</p> <p>第17条 次に掲げる事項を調査審議するため、池田市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>前条に規定する事業計画その他子ども・子育て支援に関する事項</u></p> <p>2～7 (略)</p> <p>第18条 (略)</p>	<p>るものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>第11条～第15条 (略)</p> <p><u>(計画)</u></p> <p>第16条 市は、<u>子どもの育成に係る施策その他子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に規定する市町村こども計画その他法令の規定により策定する子どもに関する計画を一体として策定するものとする。</u></p> <p>(子ども・子育て会議)</p> <p>第17条 次に掲げる事項を調査審議するため、池田市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>前条の規定による計画の策定に関する事項</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの育成その他子ども・子育て支援に関する事項</u></p> <p>2～7 (略)</p> <p>第18条 (略)</p>

議案第 4 4 号

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例
の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第33条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第46条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第49条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第31条第2項、第33条第2項、第46条第2項及び第49条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第31条第2項、第33条第2項、第46条第2項及び第49条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

- 1 小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業所 B 型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所における職員の配置基準について、満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童にあってはおおむね 20 人につき保育士 1 人からおおむね 15 人につき保育士 1 人に、満 4 歳以上の児童にあってはおおむね 30 人につき保育士 1 人からおおむね 25 人につき保育士 1 人に変更するものであること。

(第 31 条、第 33 条、第 46 条及び第 49 条関係)

- 2 この条例は、公布の日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

(改正条例附則関係)

議案第44号 参 考

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条～第30条（略） （職員）</p> <p>第31条（略）</p> <p>2 保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3（略）</p> <p>第32条（略） （職員）</p> <p>第33条（略）</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）とする。</p>	<p>第1条～第30条（略） （職員）</p> <p>第31条（略）</p> <p>2 保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3（略）</p> <p>第32条（略） （職員）</p> <p>第33条（略）</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）とする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>第34条～第45条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2 保育士(国家戦略特別区域限定保育士を含む。)の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>第47条・第48条 (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>第34条～第45条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2 保育士(国家戦略特別区域限定保育士を含む。)の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>第47条・第48条 (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(職員)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>第50条・第51条 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>第50条・第51条 (略)</p>

池田市水道事業給水条例等の一部改正について

池田市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

水道行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されたことに伴う所要の規定の整備を行い、また、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正による参酌基準の変更に伴う整備を行うため、関係条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市水道事業給水条例等の一部を改正する条例（案）

（池田市水道事業給水条例の一部改正）

第1条 池田市水道事業給水条例（平成9年池田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

目次中「給水装置の工事及び費用」を「給水装置工事及びその費用」に改める。

第3条の見出し中「給水装置」を「給水装置等」に改め、同条中「給水装置」を「給水装置」に改め、同条に次の1項を加える。

2 この条例において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の工事をいう。

「第2章 給水装置の工事及び費用」を「第2章 給水装置工事及びその費用」に改める。

第5条の見出しを「（給水装置工事の申込み）」に改め、同条中「給水装置を新設し、改造し、修繕し、」を「給水装置工事」に、「第16条の2第3項の厚生労働省令」を「第16条の2第3項ただし書の国土交通省令」に改め、「除く」の次に「。以下同じ」を加え、「又は撤去しよう」を「をしよう」に改める。

第6条の見出し中「新設等」を「給水装置工事」に改め、同条中「給水装置の新設、改造、修繕又は撤去」を「給水装置工事」に、「給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去する」を「給水装置工事について前条の規定による申込みをした」に改める。

第7条の見出し及び同条第3項中「工事」を「給水装置工事」に改める。

第10条第1項中「管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によっ

て算出した給水装置」を「第5条の規定により給水装置工事の申込みをした者の依頼により当該給水装置工事を管理者が施行する場合（第6条ただし書の規定により市においてその費用を負担する場合を除く。）は、管理者が算出した当該給水装置工事」に改め、同項ただし書中「、その」を「その」に改める。

第11条の見出し中「変更等」を「変更」に改める。

第36条第1号中「、給水装置を新設し、改造し、修繕し、（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した」を「給水装置工事をした」に改める。

第38条中「給水装置の工事を申し込む」を「第5条の規定により給水装置工事の申込みを行う」に、「、新たに」を「新たに」に改める。

第42条第1号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「、4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「この号並びに次条第2号及び第4号において」を削り、「高等専門学校」の次に「（以下「短期大学等」という。）」を加え、「）、5年以上水道」を「。次号並びに次条第1号、第2号及び第4号において同じ。）、5年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号中「上下水道部門」の次に「に係るもの」を

加え、「1年以上水道」を「1年以上水道等」に改め、「有するもの」の次に「（6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第10号とし、同条第7号中「若しくは第2号」を「から第6号まで」に改め、「及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程」及び「若しくは学科目」を削り、「後」を「後、」に、「最低経験年数以上水道」を「最低経験年数以上水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「卒業生であつて」を「卒業をした者であつて」に、「又は水道工学」を「若しくは水道工学」に、「又は学校教育法」を「又は同法」に、「後」を「後、」に、「卒業生にあつては1年以上」を「卒業をした者については2年以上」に、「卒業生にあつては2年以上水道」を「卒業をした者については3年以上水道等」に改め、「もの」の次に「（第1号の規定による卒業をした者にあつては1年以上、第2号の規定による卒業をした者にあつては1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「10年以上水道」を「10年以上水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「中等教育学校」の次に「（以下「高等学校等」という。）」を加え、「7年以上水道」を「7年以上水道等」に改め、「者」の次に「（3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を

有する者に限る。)

第42条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第42条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第43条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者。次号及び第4号において同じ。）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第43条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目を」を「課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を」に、「後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）」を「後、」に、「の卒業生について」を「を卒業した者について」に、「の卒業生（専門職大学前期課程の修了者を含む。第4号において同じ。）」を「を卒業した者」に、

「同条第 4 号」を「同条第 5 号」に改め、同条第 4 号中「及び第 4 号」を「又は第 5 号」に、「、工学」を「工学」に、「学科目並びに」を「課程並びに」に、「学科目以外の学科目」を「課程以外の課程」に、「（当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後」を「後、」に、「の卒業者」を「を卒業した者」に、「同条第 4 号」を「同条第 5 号」に改め、同条第 5 号中「の学校において、」の次に「第 1 号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に、「後」を「後、」に、「卒業者」を「規定による卒業をした者（専門職大学前期課程にあつては、修了をした者）」に改め、同条第 6 号中「厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習」を「水道法施行規則（昭和 3 2 年厚生省令第 4 5 号）第 1 4 条第 3 号に規定する登録講習」に改め、同条に次の 2 号を加える。

(7) 技術士法第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第 3 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であつて、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

（池田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 池田市水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成 3 1 年池田市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「に基づき実施された」を「による」に、「のうち、」を「のうち」に、「技術部門」を「もの」に改め、「これに係る」を削り、「において」を「として」に、「選択して合格したものについては、この条例による改正後の第 4 2 条第 8 号」を「選択したものは、池田市水道事業給水条例第 4 2 条第 1 0 号及び第 4 3 条第 7 号」に、「上水道及び工業用水道

を選択して」を「適用については、同項の規定による第2次試験のうち」に、「者と」を「者であって、上水道及び工業用水道を選択したものと」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中池田市水道事業給水条例第42条の改正規定及び同条例第43条の改正規定（同条第6号に係る部分を除く。）並びに第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

池田市水道事業給水条例等の一部改正について

1 池田市水道事業給水条例（平成9年池田市条例第38号）の一部改正〔第1条関係〕

(1) 文言の整備を行うものであること。

（目次、第3条、第2章の章名、第6条、第7条、
第10条、第11条及び第38条関係）

(2) 給水装置工事の申込みに係る規定において、水道の工事について管轄する省庁が厚生労働省から国土交通省に変更されたことに伴う所要の整備を行うものであること。

（第5条及び第36条関係）

(3) 布設工事監督者の資格要件について、次の整備を行うものであること。

ア 各要件において、必要な実務経験年数の少なくとも半分は水道に関する実務経験を必要とし、残りの年数には工業用水道、下水道、道路又は河川に関する実務経験について算入できることとするものであること。

イ 土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて大学を卒業したことをもって必要な実務経験年数を1年間短縮することについて廃止するものであること。

ウ 機械工学科若しくは電気工学科（短期大学等及び高等学校等にあつては、機械科又は電気科）又はこれらに相当する課程を修めて学校（外国の学校を含む。）を卒業した者で、大学の卒業者にあつては4年以上、短期大学等の卒業者にあつては6年以上、高等学校等の卒業者にあつては8年以上の実務経験を有するものを新たに追加するものであること。

エ 土木工学科又はこれに相当する課程を修めて大学を卒業した者で、大

学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻し、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了したものについて、必要な実務経験年数に1年を追加するものであること。

オ 機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて大学を卒業した者のうち、大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻し、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了したもので、3年以上の実務経験を有するものを追加するものであること。

カ 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）に基づく土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者（以下「1級土木施工管理技士」という。）で、3年以上の実務経験を有するものを追加するものであること。

（第42条関係）

(4) 水道技術管理者の資格要件について、次の整備を行うものであること。

ア 布設工事監督者たる資格を有する者とする要件を廃止するものであること。

イ 土木工学科（短期大学等及び高等学校等にあつては、土木科）又はこれに相当する課程を修めて学校（外国の学校を含む。）を卒業した者で、大学の卒業者にあつては3年以上、短期大学等の卒業者にあつては5年以上、高等学校等の卒業者にあつては7年以上の実務経験を有するものを新たに追加するものであること。

ウ 水道の管理に関する講習の課程を修了した者であることとする要件について、当該講習を管轄する省庁が厚生労働省から国土交通省及び環境省に変更されたことに伴う所要の規定の整備を行うものであること。

エ 技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士試験について選

択科目に上水道及び工業用水道を選択して上下水道部門に係る第2次試験に合格した者で、1年以上の水道に関する実務経験を有するものを新たに追加するものであること。

オ 1級土木施工管理技士で、3年以上の水道に関する実務経験を有するものを新たに追加するものであること。

(第43条関係)

2 池田市水道事業給水条例の一部を改正する条例（平成31年池田市条例第12号）の一部改正〔第2条関係〕

1の(3)及び(4)エに伴う所要の規定の整備を行うものであること。

(附則第2項関係)

3 この条例は、公布の日から施行するものであること。ただし、1の(3)及び(4)（ウを除く。）並びに2については、令和7年4月1日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第45号 参 考

池田市水道事業給水条例等の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<p>1 池田市水道事業給水条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 <u>給水装置の工事及び費用</u> (第5条—第11条)</p> <p>第3章～第8章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(<u>給水装置の定義</u>)</p> <p>第3条 この条例において<u>給水装置</u>とは、需要者に水を供給するために管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第2章 <u>給水装置の工事及び費用</u></p> <p>(<u>給水装置の新設等の申込</u>)</p>	<p>1 池田市水道事業給水条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 <u>給水装置工事及びその費用</u> (第5条—第11条)</p> <p>第3章～第8章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(<u>給水装置等の定義</u>)</p> <p>第3条 この条例において「<u>給水装置</u>」とは、需要者に水を供給するために管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</p> <p><u>2 この条例において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の工事をいう。</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>第2章 <u>給水装置工事及びその費用</u></p> <p>(<u>給水装置工事の申込み</u>)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第5条 <u>給水装置を新設し、改造し、修繕し、</u>（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）<u>第16条の2第3項の厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）<u>又は撤去しようとする者は、</u>管理者の定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（<u>新設等の費用負担</u>）</p> <p>第6条 <u>給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去する者の負担とする。</u>ただし、管理者が特に必要があると認めるものについては、市においてその費用を負担することができる。</p> <p style="text-align: center;">（<u>工事の施行</u>）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定により<u>工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</u></p> <p>第8条・第9条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（<u>工事費の予納</u>）</p> <p>第10条 <u>管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。</u>ただし、管理者が、そ</p>	<p>第5条 <u>給水装置工事</u>（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）<u>第16条の2第3項ただし書の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。<u>以下同じ。</u>）<u>をしようとする者は、</u>管理者の定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（<u>給水装置工事の費用負担</u>）</p> <p>第6条 <u>給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事について前条の規定による申込みをした者の負担とする。</u>ただし、管理者が特に必要があると認めるものについては、市においてその費用を負担することができる。</p> <p style="text-align: center;">（<u>給水装置工事の施行</u>）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定により<u>給水装置工事を施行する場合においては、当該給水装置工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</u></p> <p>第8条・第9条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（<u>工事費の予納</u>）</p> <p>第10条 <u>第5条の規定により給水装置工事の申込みをした者の依頼により当該給水装置工事を管理者が施行する場合（第6条ただし書の規定により市に</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>の必要がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の<u>変更等の</u>工事)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>第12条～第21条 (略)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>第22条～第31条 (略)</p> <p>第5章 管理</p> <p>第32条～第35条 (略)</p> <p>(過料)</p> <p>第36条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料を科する。</p> <p>(1) <u>第5条の承認を受けないで、給水装置を新設し、改造し、修繕し、(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)</u> 又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p><u>においてその費用を負担する場合を除く。)</u>は、管理者が算出した当該給水装置工事の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が<u>その必要がないと認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の<u>変更の</u>工事)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>第12条～第21条 (略)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>第22条～第31条 (略)</p> <p>第5章 管理</p> <p>第32条～第35条 (略)</p> <p>(過料)</p> <p>第36条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで<u>給水装置工事をした者</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第37条 (略)</p> <p>(配水管の布設工事)</p> <p>第38条 <u>給水装置の工事を申し込む者は、配水管が布設されていない箇所</u> (配水管の給水能力が限界に達している箇所を含む。)において、管理者が、<u>新たに配水管の布設が必要と認めたときは、水道の技術基準により協議</u> <u>しなければならない。</u></p> <p>第6章 (略)</p> <p>第39条・第40条 (略)</p> <p>第7章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準</p> <p>第41条 (略)</p> <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第42条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>	<p>第37条 (略)</p> <p>(配水管の布設工事)</p> <p>第38条 <u>第5条の規定により給水装置工事の申込みを行う者は、配水管が布設されていない箇所</u> (配水管の給水能力が限界に達している箇所を含む。)において、管理者が<u>新たに配水管の布設が必要と認めたときは、水道の技術基準により協議</u> <u>しなければならない。</u></p> <p>第6章 (略)</p> <p>第39条・第40条 (略)</p> <p>第7章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準</p> <p>第41条 (略)</p> <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第42条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)において<u>土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下この号並びに次条第2号及び第4号において「専門職大学前期課程」という。）を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、<u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後<u>7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>	<p><u>者に限る。)</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）又は高等専門学校（以下「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後、<u>次号並びに次条第1号、第2号及び第4号において同じ。</u>）、<u>5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6か月</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(5) <u>10年以上水道</u>の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 第1号又は第2号の規定による<u>卒業</u>者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学又は<u>水道工学</u>に関する課程を専攻した後又は<u>学校教育法</u>による大学の専攻科において衛生工学又は<u>水道工学</u>に関する専攻を修了した後第1号の規定による<u>卒業</u>者にあつては1年以上、第2号の規定による<u>卒業</u>者にあつては2年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目</p>	<p>以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(6) <u>高等学校等</u>において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上<u>水道</u>等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(7) <u>10年以上水道等</u>の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上<u>水道</u>の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(8) 第1号又は第2号の規定による<u>卒業</u>をした者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは<u>水道工学</u>に関する課程を専攻した後又は同法による大学の専攻科において衛生工学若しくは<u>水道工学</u>に関する専攻を修了した後、第1号の規定による<u>卒業</u>をした者については2年以上、第2号の規定による<u>卒業</u>をした者については3年以上<u>水道</u>等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の規定による<u>卒業</u>をした者にあつては1年以上、第2号の規定による<u>卒業</u>をした者にあつては1年6か月以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以</p>

改 正 前	改 正 後
<p>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後それぞれ当該各号に規定する<u>最低経験年数以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、<u>1年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第43条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者</u></p>	<p>上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する<u>最低経験年数以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に<u>係るもの</u>に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、<u>1年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（<u>6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）</p> <p>(11) <u>建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第43条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、同条第1号に</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において<u>土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）</u>同条第1号に規定する学校<u>の卒業生については4年以上、同条第3号に規定する学校</u>の卒業生（<u>専門職大学前期課程の修了者を含む。第4号において同じ。</u>）については6年以上、<u>同条第4号に規定する学校</u>の卒業生については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、<u>工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）</u>後同条第1号に規定する学校<u>の卒業生については5年以上、同条第3号に規定する学校</u>の卒業生については7年以上、<u>同条第4号に規定する学校</u>の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務</p>	<p><u>規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者。次号及び第4号において同じ。）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（<u>土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。</u>）を修めて卒業した後、<u>同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において<u>工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、第2号に規定する<u>学科目</u>又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した<u>後</u>それぞれ当該各号の<u>卒業</u>ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</u></p> <p>第8章 (略)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 池田市水道事業給水条例の一部を改正する条例</p>	<p>(5) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の規定による卒業をした者（専門職大学前期課程にあっては、修了をした者）</u>ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) <u>水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する登録講習の課程を修了した者</u></p> <p>(7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）</u>であって、<u>1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(8) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者</u>であって、<u>3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>第8章 (略)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 池田市水道事業給水条例の一部を改正する条例</p>

改 正 前	改 正 後
<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定に基づき実施された第2次試験のうち、上下水道部門に係る技術部門に合格した者であって、これに係る選択科目において水道環境を選択して合格したものについては、この条例による改正後の第42条第8号の規定の上水道及び工業用水道を選択して上下水道部門に係る技術部門に合格した者とみなす。</p>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、池田市水道事業給水条例第42条第10号及び第43条第7号の規定の適用については、同項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。</p>

議案第 46 号

阪急池田駅南広場再整備工事請負契約の
締結について

下記のとおり工事の請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年池田市条例第 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 阪急池田駅南広場再整備工事 |
| 2 契約方法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 金 222,200,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 池田市城南 3 丁目 6 番 13 号
村本建設工業株式会社
代表取締役 小倉 徹也 |

令和 6 年 6 月 5 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

阪急池田駅南広場再整備工事請負契約を締結したいので、本議案を提出するものである。

議案第46号 参 考 (1)

土木一式工事

契約の目的	契約方法	契約金額	契約の相手方
阪急池田駅南広場 再整備工事	制限付一般 競争入札	円 222,200,000	池田市城南3丁目6番13号 村本建設工業株式会社 代表取締役 小倉 徹也

- ・ 仮契約年月日 令和6年5月17日
- ・ 工事期間 本契約締結の日の翌日～令和7年7月31日
- ・ 工事場所 池田市呉服町2番地内他
- ・ 公告日 令和6年4月11日
- ・ 入札日 令和6年5月14日
- ・ 予定価格 218,910,000円 (消費税抜き)
- ・ 最低制限価格 199,532,000円 (消費税抜き)
- ・ 入札経過

単位：円

入札業者名	第1回入札金額	第2回入札金額	第3回入札金額
◎村本建設工業(株)	229,785,000	202,000,000	
松井エンタープライズ(株)	229,530,000	202,480,000	
(株)三原組 池田支店	失格		
(株)ティエム建設	230,800,000	217,000,000	
(株)中岡組	229,030,000	202,580,000	
(株)久本組	226,000,000	221,000,000	
岸本建設(株)	222,890,000	222,000,000	
(株)東本組	事前辞退		
マイティーテック(株)	事前辞退		

備考(1) ◎は落札者

(2) 上記入札金額に10%に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格である。

(3) 上記失格は最低制限価格を下回ったため。

建設工事請負契約書

1	工 事 名	阪急池田駅南広場再整備工事									
2	工 事 場 所	池田市呉服町2番地内他									
3	工 事 期 間	本契約締結の日の翌日から令和7年7月31日まで									
4	請負代金額	十億 ¥	2	2	2	2	0	0	0	0	円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	¥	2	0	2	0	0	0	0	0	円
5	契約保証金	免除（公共工事履行保証証券加入）									
6	建設発生土の搬出先等	建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり									
7	解体工事に要する費用等	この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について、それぞれの別添書面に記載する。									
8	適用除外条項										

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記8のとおり。）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年5月17日

大阪府池田市城南1丁目1番1号
 発注者 池 田 市
 代 表 者 池田市長 瀧澤 智子

所 在 地 池田市城南3丁目6番13号
 受注者 商号又は名称 村本建設工業(株)
 代 表 者 氏 名 代表取締役 小倉 徹也

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び入札要項をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条** 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書、工程表及び施工体制台帳の提出並びに施工体系図の設置)

- 第3条** 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。なお、内訳書及び工程表は、この契約書の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 2 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならない。
 - 3 前項の規定による場合において、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の8第4項に規定する各下請負人の施工分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(契約の保証)

- 第4条** 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により受注者が付す保証は、第54条第3項各号に掲げる者が契約を解除した場合についても保証するものでなければならない。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の100分の10に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。

- 3 受注者は、前項に定める特別の事情があると認められなかった場合又は同項に定める期間内に確認書類を提出しなかった場合は、発注者の請求に基づき、制裁金として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。

監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
 - (4) 受注者の監理技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制が第3条第2項の規定による施工体制台帳の記載に合致しているかの点検
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督職員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督職員を置かないときは、この契約書に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）。ただし、工事が同条第3項に該当する場合は、専任の者。なお、この場合の監理技術者は、同条第5項の規定による。
- (3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）。ただし、同項ただし書の規定を使用し、監理技術者が他の工事を兼務する場合に限る。
- (4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用するべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果、不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改

造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるとき、その他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
 - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）

であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 3 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

- 第26条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の見解を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

- 第27条** 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

- 第28条** 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負

担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

- (1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

- (2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

- (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は費用の全部若しくは一部の負担に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を

定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第32条 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第32条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の100分の40以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、受注者が前払金の支払いを発注者に請求することができるのは、発注者が前払金の支払いを行うことを設計図書で定めた場合に限り、設計図書で定めた内容によらなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契

約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の100分の20以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、受注者が中間前払金の支払いを発注者に請求することができるのは、発注者が中間前払金の支払いを行うことを設計図書で定めた場合に限り、設計図書で定めた内容によらなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増加額が増額前の請負代金額の10分の2以上であるときは、その増額後の請負代金額の100分の40（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは100分の60）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合においては、減額後の請負代金額が減額前の請負代金額の10分の8以下となり、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の100分の40（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは100分の60）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

- 第35条** 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

- 第36条** 受注者は、前払金をこの工場の材料費、労働費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工場において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

- 第37条** 受注者は、工場の完成前に、出来形部分及び工場現場に搬入済みの工場材料（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するもの）にあつては当該検査に合格したもの、監督

職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに
限る。)が請負代金額の10分の3(工事期間が2年度以上にまたがる契約については、その
都度発注者が定める率)を超えた場合において、その出来形部分及び工事現場に搬入済みの
工事材料に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定
めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、設計図書で部分払
を行うことを定めた場合及び設計図書で部分払を行うことを定めなかった場合においては発
注者が部分払を行うことを特に必要と認めた場合に限る。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又
は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの
上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果
を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められ
るときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することがで
きる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。こ
の場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなけれ
ばならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、
発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から14日以内
に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
部分払金の額 \leq 第1項の請負代金相当額 \times (9/10-前払金額/請負代金額)
- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合において
は、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対
象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受け
るべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部
分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」
と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中
「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用
する。

- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡し
に係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請
負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準
用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が
定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝

$$\text{指定部分に相応する請負代金の額} \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

(債務負担行為に係る契約の特則)

第39条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額
(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

令和6年度 86,657,400円

令和7年度 残額

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和6年度 96,286,000円

令和7年度 残額

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来
高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

- 第40条** 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。
- 2 前項の場合において契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項及び第4項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第4項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

- 第41条** 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。
- 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。
- $$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9/10 - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) - \{\text{請負代金相当額} - (\text{前会計年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額})\} \times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$
- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。
- | | |
|-------|----|
| 令和6年度 | 2回 |
| 令和7年度 | 1回 |

(第三者による代理受領)

- 第42条** 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

- 第43条** 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基

づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第44条 発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課すものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条、第47条又は第47条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却

- した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
 - (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
 - (9) 第50条又は第51条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - (イ) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - (ロ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - (ハ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (ヘ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (ト) 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（談合その他不正行為による解除）

第47条の2 発注者はこの契約に関し、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当するときはこの契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項（独占禁止法第8条の2第2項及び独占禁止法第20条第2項において準用する場合を含む。）、独占禁止法第8条の2第1項若しくは同条第3項、独占禁止法第17条の2又は独占禁止法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき

- 事業者が独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用者が当該公訴を提起されたときを含む。）。
 - (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。
 - (6) 第6条の規定に違反したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第48条 第46条、第47条又は前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前3条の規定による契約の解除をすることができない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第49条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第46条各号、第47条各号又は第47条の2各号のいずれかに該当するときは、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

(2) 工事完成債務

(3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けたときは、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第50条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第51条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の2分の1（工期の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第52条 第50条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第53条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条、第47条、第47条の2又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第45条、第50条又は第51条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条、第47条、第47条の2又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第45条、第50条又は第51条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第54条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。

- (3) 第46条又は第47条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第46条又は第47条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第47条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為に係る損害賠償金）

第54条の2 受注者は、この契約に関し、第1号から第4号までのいずれかに該当するときは賠償金として請負代金額の10分の2に相当する額を、第5号に該当するときは賠償金として請負代金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、又、工事が完成した後も同様とする。

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 第47条の2第4号に規定する刑が確定したとき。
- (4) 第47条の2第5号に該当したとき。
- (5) 第47条の2第6号に該当したとき。
- 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超えるときには、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者及び構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前2項の額を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第55条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害

の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(相殺)

第56条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(契約不適合責任期間等)

第57条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者からの通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。

- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

- 第58条** 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(制裁金等の徴収)

- 第59条** 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足あるときは追徴する。
- 2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを受注者に請求することができる。

(仮契約)

- 第60条** 設計図書に、この契約が仮契約であり本契約となるためには、この契約もしくはこの契約が付帯する本体工事の契約について、池田市議会の議決が必要と定められている場合、この契約は池田市議会での議決により本契約となるものとする。

(あっせん又は調停)

- 第61条** この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による大阪府建設工事紛争審査会（次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

- 第62条** 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

- 第63条** この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

- 第64条** この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

議案第 47 号

池田市立旧敬老会館・旧白寿荘撤去工事請負契約の
締結について

下記のとおり工事の請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年池田市条例第 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 池田市立旧敬老会館・旧白寿荘撤去工事 |
| 2 契約方法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 金 305,800,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 池田市菅原町 3 番 1 号
株式会社昭和工務店 池田支店
支店長 橋本 昭彦 |

令和 6 年 6 月 5 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

池田市立旧敬老会館・旧白寿荘撤去工事請負契約を締結したいので、本議案を提出するものである。

議案第47号 参 考 (1)

解体工事

契約の目的	契約方法	契約金額	契約の相手方
池田市立旧敬老会館 ・旧白寿荘撤去工事	制限付一般 競争入札	円 305,800,000	池田市菅原町3番1号 株式会社昭和工務店 池田支店 支店長 橋本 昭彦

- ・ 仮契約年月日 令和6年5月17日
- ・ 工事期間 本契約締結の日の翌日～令和7年2月28日
- ・ 工事場所 池田市旭丘3丁目2番1号他
- ・ 公告日 令和6年4月11日
- ・ 入札日 令和6年5月14日
- ・ 予定価格 301,000,000円(消費税抜き)
- ・ 最低制限価格 276,920,000円(消費税抜き)
- ・ 入札経過

単位：円

入札業者名	第1回入札金額	第2回入札金額	第3回入札金額
村本建設工業(株)	367,906,000		
松井エンタープライズ(株)	失格		
(株)三原組 池田支店	失格		
◎(株)昭和工務店 池田支店	278,000,000		
(株)前田産業 大阪支店	失格		
中林建設(株)	318,000,000		
(有)ダイナ建設	失格		

備考(1) ◎は落札者

(2) 上記入札金額に10%に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格である。

(3) 上記失格は最低制限価格を下回ったため。

建設工事請負契約書

1	工 事 名	池田市立旧敬老会館・旧白寿荘撤去工事										
2	工 事 場 所	池田市旭丘3丁目2番1号他										
3	工 事 期 間	本契約締結の日の翌日から令和7年2月28日まで										
4	請負代金額		十億 ¥	3	0	5	8	0	0	0	0	円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		¥	2	7	8	0	0	0	0	0	円
5	契約保証金	免除（公共工事履行保証証券加入）										
6	建設発生土の搬出先等	建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり										
7	解体工事に要する費用等	この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について、それぞれの別添書面に記載する。										
8	適用除外条項											

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記8のとおり。）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年5月17日

大阪府池田市城南1丁目1番1号
 発注者 池 田 市
 代 表 者 池田市長 瀧澤 智子

所 在 地 池田市菅原町3番1号
 受注者 商号又は名称 (株)昭和工務店 池田支店
 代 表 者 氏 名 支店長 橋本 昭彦

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び入札要項をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条** 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書、工程表及び施工体制台帳の提出並びに施工体系図の設置)

- 第3条** 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。なお、内訳書及び工程表は、この契約書の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 2 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならない。
 - 3 前項の規定による場合において、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の8第4項に規定する各下請負人の施工分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(契約の保証)

- 第4条** 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により受注者が付す保証は、第51条第3項各号に掲げる者が契約を解除した場合についても保証するものでなければならない。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の100分の10に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。

- 3 受注者は、前項に定める特別の事情があると認められなかった場合又は同項に定める期間内に確認書類を提出しなかった場合は、発注者の請求に基づき、制裁金として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。

監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
 - (4) 受注者の監理技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制が第3条第2項の規定による施工体制台帳の記載に合致しているかの点検
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督職員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督職員を置かないときは、この契約書に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）。ただし、工事が同条第3項に該当する場合は、専任の者。なお、この場合の監理技術者は、同条第5項の規定による。
 - (3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）。ただし、同項ただし書の規定を使用し、監理技術者が他の工事を兼務する場合に限る。
 - (4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
 - 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
 - 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
 - 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用するべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果、不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改

造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるとき、その他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
 - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）

であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 3 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

- 第26条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

- 第27条** 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第55条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

- 第28条** 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第55条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負

担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第55条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

- (1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

- (2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

- (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額を増額又は費用の全部若しくは一部の負担に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を

定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第32条 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第32条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の100分の40以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、受注者が前払金の支払いを発注者に請求することができるのは、発注者が前払金の支払いを行うことを設計図書で定めた場合に限り、設計図書で定めた内容によらなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契

約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の100分の20以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、受注者が中間前払金の支払いを発注者に請求することができるのは、発注者が中間前払金の支払いを行うことを設計図書で定めた場合に限り、設計図書で定めた内容によらなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増加額が増額前の請負代金額の10分の2以上であるときは、その増額後の請負代金額の100分の40（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは100分の60）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合においては、減額後の請負代金額が減額前の請負代金額の10分の8以下となり、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の100分の40（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは100分の60）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

- 第35条** 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

- 第36条** 受注者は、前払金をこの工場の材料費、労働費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工場において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

- 第37条** 受注者は、工場の完成前に、出来形部分及び工場現場に搬入済みの工場材料（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するもの）にあつては当該検査に合格したもの、監督

職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに
限る。)が請負代金額の10分の3(工事期間が2年度以上にまたがる契約については、その
都度発注者が定める率)を超えた場合において、その出来形部分及び工事現場に搬入済みの
工事材料に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定
めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、設計図書で部分払
を行うことを定めた場合及び設計図書で部分払を行うことを定めなかった場合においては発
注者が部分払を行うことを特に必要と認めた場合に限る。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又
は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの
上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果
を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められ
るときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することがで
きる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。こ
の場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなけれ
ばならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、
発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から14日以内
に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
部分払金の額 \leq 第1項の請負代金相当額 \times (9/10-前払金額/請負代金額)
- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合において
は、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対
象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受け
るべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部
分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」
と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中
「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用
する。

- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡し
に係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請
負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準
用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が
定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝

$$\text{指定部分に相応する請負代金の額} \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

(第三者による代理受領)

第39条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理
人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出
する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該
第三者に対して第32条(前条において準用する場合を含む。)又は第37条の規定に基づく支
払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第40条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基
づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをし

ないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第41条 発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課すものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第42条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条、第44条又は第44条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第41条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第47条又は第48条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - (イ) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - (ロ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - (ハ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (ヘ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (ト) 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（談合その他不正行為による解除）

第44条の2 発注者はこの契約に関し、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当するときはこの契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項（独占禁止法第8条の2第2項及び独占禁止法第20条第2項において準用する場合を含む。）、独占禁止法第8条の2第1項若しくは同条第3項、独占禁止法第17条の2又は独占禁止法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。
- (6) 第6条の規定に違反したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第45条 第43条、第44条又は前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前3条の規定による契約の解除をすることができない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第46条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第43条各号、第44条各号又は第44条の2各号のいずれかに該当するときは、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

(2) 工事完成債務

(3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けたときは、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第47条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第48条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の2分の1（工期の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第47条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであると

きは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

- 第50条** 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条、第44条、第44条の2又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第42条、第47条又は第48条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
 - 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
 - 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
 - 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条、第44条、第44条の2又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第42条、第47条又は第48条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
 - 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第51条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第43条又は第44条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が

- 不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第43条又は第44条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
 - 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
 - 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
 - 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。
 - 6 第2項の場合（第44条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為に係る損害賠償金）

- 第51条の2** 受注者は、この契約に関し、第1号から第4号までのいずれかに該当するときは賠償金として請負代金額の10分の2に相当する額を、第5号に該当するときは賠償金として請負代金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、又、工事が完成した後も同様とする。
- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
 - (3) 第44条の2第4号に規定する刑が確定したとき。
 - (4) 第44条の2第5号に該当したとき。
 - (5) 第44条の2第6号に該当したとき。
- 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超えるときには、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者及び構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前2項の額を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

- 第52条** 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この

限りでない。

(1) 第47条又は第48条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(相殺)

第53条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(契約不適合責任期間等)

第54条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者からの通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。

- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第55条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（制裁金等の徴収）

第56条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足あるときは追徴する。

2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを受注者に請求することができる。

（仮契約）

第57条 設計図書に、この契約が仮契約であり本契約となるためには、この契約もしくはこの契約が付帯する本体工事の契約について、池田市議会の議決が必要と定められている場合、この契約は池田市議会での議決により本契約となるものとする。

（あっせん又は調停）

第58条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による大阪府建設工事紛争審査会（次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第59条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第60条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第61条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

議案第48号

動産の取得について

下記のとおり動産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年池田市条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 種 類 | 小型水槽付消防ポンプ自動車 |
| 2 | 数 量 | 一式 |
| 3 | 取 得 金 額 | 金56,760,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 兵庫県三田市テクノパーク32番地
株式会社モリタ 関西支店
支店長 谷口 裕和 |

令和6年6月5日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

小型水槽付消防ポンプ自動車を取得したいので、本議案を提出するものである。

議案第48号 参 考 (1)

小型水槽付消防ポンプ自動車の購入

契約の目的	契約方法	契約金額	契約の相手方
小型水槽付消防ポンプ自動車の購入	指名競争入札	円 56,760,000	兵庫県三田市テクノパーク32番地 株式会社モリタ 関西支店 支店長 谷口 裕和

- ・仮契約年月日 令和6年5月13日
- ・納入期限 令和7年3月31日
- ・納入場所 大阪府池田市八王寺1丁目2番1号
- ・入札説明会 令和6年4月23日
- ・入札日 令和6年5月13日
- ・予定価格 51,818,182円(消費税抜き)
- ・入札経過 単位(円)

入札業者名	第1回入札金額	第2回入札金額	第3回入札金額
◎(株)モリタ 関西支店	51,600,000		
日本ドライケミカル(株) 大阪支店	事前辞退		
ジーエムいちほら工業(株)	事前辞退		
小川ポンプ工業(株)	失格		
(株)吉谷機械製作所	事前辞退		
長野ポンプ(株) 大阪営業所	53,800,000		
(株)ナカムラ消防科学 大阪営業所	事前辞退		

備考(1) ◎は落札者

(2) 上記入札金額に10%に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格である。

(3) 上記失格は入札説明会を無断欠席したため

売 買 契 約 書

1	品 名	小型水槽付消防ポンプ自動車											
2	規 格	別紙仕様書のとおり											
3	数 量	別紙仕様書のとおり											
4	契 約 金 額			¥	5	6	7	6	0	0	0	0	円
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額			¥	5	1	6	0	0	0	0	0	
5	契 約 保 証 金	免 除											
6	納 入 場 所	大阪府池田市八王寺1丁目2番1号											
7	納 入 期 限	令和7年3月31日											

上記物品の売買について、発注者と受注者は次の契約条項によって売買契約を締結する。
本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年5月13日

大阪府池田市城南1丁目1番1号

発注者 池 田 市
代 表 者 池田市長 瀧澤 智子

受注者 所 在 地 兵庫県三田市テクノパーク32番地
商号又は名称 株式会社モリタ 関西支店
代表者氏名 支店長 谷口 裕和

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書（仕様書及び図面等を含む。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この売買契約を誠実に履行しなくてはならない。
- 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって履行しなくてはならない。
 - 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、この契約の終了、解除後も同様とする。
 - この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
 - この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
 - この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第2条** 受注者は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあっては、この限りでない。

(監督)

- 第3条** 発注者は、必要があるときは、立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督することができる。

(納入方法)

- 第4条** 受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 物品の品質、形状、寸法等は、すべて仕様書及び図面又は現品見本どおりとしなければならない。
 - 受注者は、品名、規格、数量、単価等を記載した納品書を添えて、自己の負担をもって発注者の指定する場所に物品を一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(納入期限の延長)

- 第5条** 受注者は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、その都度遅滞なく事由及び延期日数等を詳記した文書をもって期限延長の申出をすることができる。
- 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。
 - 発注者は、第1項の申出を受理した場合において、内容を検討し正当であると認めるときは、納入期限を延長することができる。

(検査)

- 第6条** 発注者は、納品日から10日以内に検査を行うものとする。
- 受注者は、前項の検査に立会うものとし、立会わないときは検査の結果について異議を申し立てることができない。
 - 第1項の検査に要する費用及び検査のために変質し、変形し、消耗し、又はき損したものの復元又は補填に要する費用は、すべて受注者が負担するものとする。
 - 発注者は、納入した物品の全部又は一部が第1項の検査に合格しないことを発見したときは、受注者に物品の取替又は改善を請求することができる。
 - 発注者は、受注者が前項の取替又は改善をしたときは、前各項の例により検査を行うものとする。

(所有権)

第7条 物品の所有権は、前条第1項又は第5項の検査に合格と認めた物品を納入場所において確認したときをもって発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失等の危険負担はすべて受注者が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第8条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその期間を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約金額の請求及び支払)

第9条 受注者は、第7条の規定による発注者の確認後、適法な請求書を発注者に提出するものとする。

ただし、第4条第3項ただし書の規定により一部の納入が認められたときは、その残部のすべてが納入され、第7条の規定による発注者の確認後、適法な請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から30日以内に代金を受注者に支払わなければならない。

3 発注者は、前項の期間内に代金を支払うことができないときは、前項の期間満了の日の翌日から代金支払の日までの日数に応じ、当該未払金に対し、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額の遅延利息を受注者に支払わなくてはならない。

4 発注者は、第1項の請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部に不備があることを発見したときは、その事由を明示して、その請求書を受注者に返付することができる。この場合において、当該請求書を返付した日から、発注者が受注者から是正した請求書を受理した日までの期間は、第2項の規定による支払期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不備が、受注者の故意又は重大な過失によるときは、その請求書の提出は無効とする。

5 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(履行遅滞による遅滞料)

第10条 受注者は、受注者の責めに帰すべき理由により、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の到来の日の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の金額）につき、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額の遅延利息を発注者に支払わなくてはならない。

2 前項の遅滞料徴収日数の計算については、第6条第1項及び第5項の検査に要した日数並びに受注者の故意又は重大な過失によらない事由による同条第4項の取替又は改善に要した日数は、算入しないものとする。

(発注者の任意解除権)

第11条 発注者は、納入期間が満了するまでの間は、次条又は第12条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(発注者の解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 受注者の責めに帰する理由により納品期間内に納品を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) 正当な理由なく、第8条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第2条の規定に違反して、本契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (2) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (8) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
 - (9) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
 - (10) 発注者が行う物品の検査に際し受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
 - (11) 第15条の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。
 - (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ウ 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（以下「利益の供与」という。）をしたと認められるとき。そのほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をしたと認められるとき。
 - エ 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 3 次に掲げる場合には、発注者は、第1項の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(談合その他不正行為による解除)

第12条の2 発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契

約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（独占禁止法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは同条第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提訴されたとき（受注者の役員等又はその使用人が当該公訴を提起された時を含む。）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第13条 第12条又は前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（既納入物品の取扱い）

第14条 発注者が第11条又は第12条（第2項第7号及び第12号を除く。）の規定により、この契約を解除したとき、又は第16条第3項各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、物品の既納入部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、受注者は、その代金を請求することができる。

2 前項の代金の請求及び支払に関しては、第9条の規定を準用するものとする。

（受注者の解除権）

第15条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 発注者がこの契約に違反し、その違反により物品を完納することが不可能になったとき。
 - (2) 天災その他の理由により、物品を完納することが不可能又は著しく困難となったとき。
- 2 前項各号に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前項の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第16条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。

- (1) 契約不適合があるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。
- (1) 第12条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第2項の規定による違約金の支払は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 5 第1項、第2項（第3項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）又は

前項に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項、第2項及び前項の規定は適用しない。

- 6 受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期間内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対して、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額を遅延利息として併せて発注者に納付しなければならない。

(談合等不正行為があった場合の賠償金等)

第16条の2 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、契約金額の総額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 第12条の2第4号に規定する刑が確定したとき。
- (4) 第12条の2第5号に該当したとき。

- 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合には、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求)

第17条 発注者は、第11条の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償金の額は、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。ただし、その損害が、発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、第15条第1項第1号に該当し、同条の規定によりこの契約を解除された場合について準用する。

(契約不適合責任期間)

第18条 発注者は、引き渡された物品が契約不適合であるとき、契約の内容に適合しないことを知った日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、発注者が物品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の変更)

第19条 この契約締結後、経済情勢及び市況の変動により、契約金額が不相当と認められるときは、発注者と受注者が協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(相殺)

第20条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約金額請求権及びその他の債権と相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(紛争の処理)

第21条 受注者は、この契約に関し第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

(仮契約)

第22条 この契約は仮契約であり、池田市議会の議決がなされたとき本契約となるものとする。

(疑義等の決定)

第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

小型水槽付消防ポンプ自動車の概要

池田市消防本部（署）に配置する予定の小型水槽付消防ポンプ自動車は、少量の水で効率的な消火を行うことができ、水損防止にも優れている圧縮空気泡消火装置（C A F S）をはじめ、夜間の安全を確保する照明装置及び円滑な消火活動を補助する電動油圧昇降装置を装備しているもので、より安全に多種多様な火災に対応可能な消防体制を整えるため、購入するものである。

主要諸元等については、次のとおりである。

1 主要諸元

型式	3トン級消防専用シャシ
エンジン	消防専用4サイクルディーゼルエンジン
全長	5, 750mm
全幅	1, 920mm
全高	2, 970mm
定員	5名
エンジン出力	150PS
最小回転半径	6.0m

2 消防ポンプ

性能	A-2級
規格放水圧力	0.85Mpaで放水量2.0m ³ /分以上
吸水口	75mm左右各1口
吸水管	75mm×10m左1口

中継口 65mmポンプ室両側各1口

3 その他の主な^ぎ艀装

オールシャッター式のポンプ室・機材収納スペース

圧縮空気泡消火装置（C A F S）

車体上部の照明装置

電動油圧昇降装置

4 主な装備

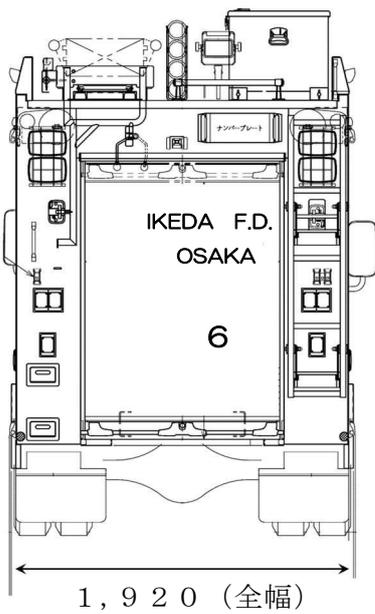
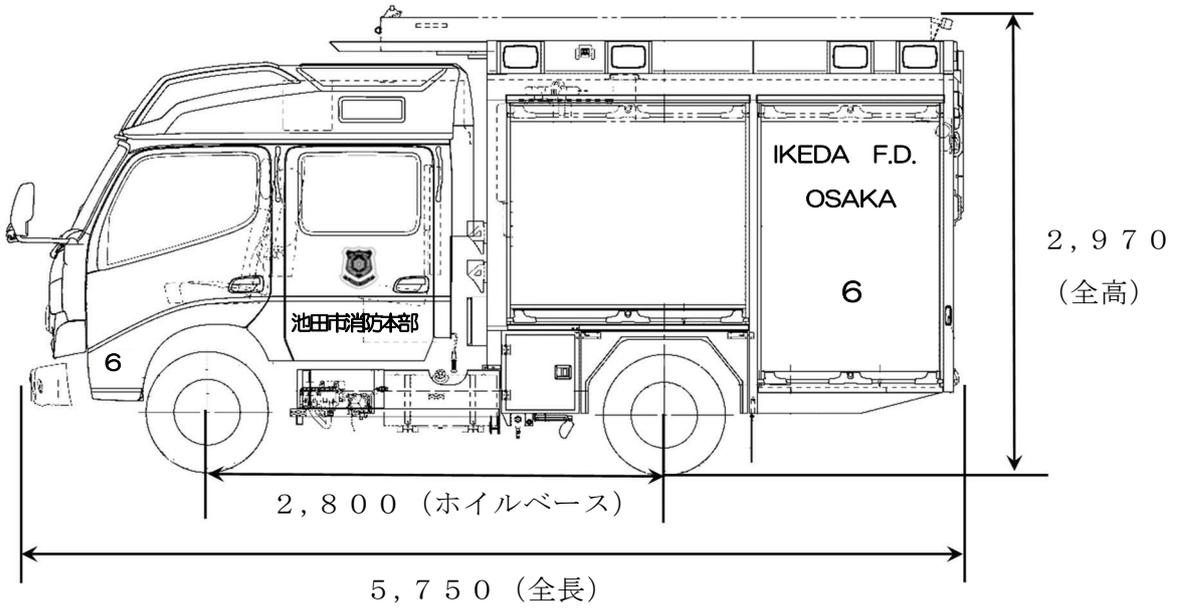
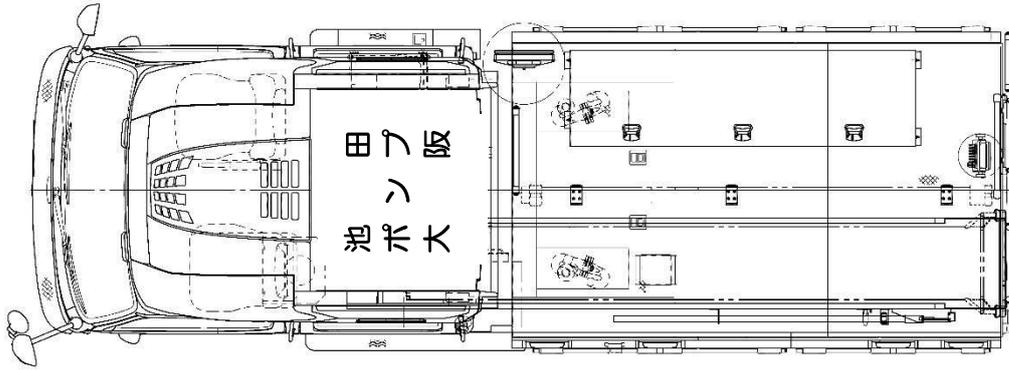
空気呼吸器 4基

車載照明装置 1基

電動アシスト付きホースカー 1基

その他消防活動用装備 一式

5 艤装三面図



(単位：mm)

議案第49号

動産の取得について

下記のとおり動産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年池田市条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 種 類 | 高規格救急自動車 |
| 2 | 数 量 | 一式 |
| 3 | 取 得 金 額 | 金21,450,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 大阪市西区立売堀1丁目7番15号
大阪トヨペット株式会社 法人営業部
部長 村内 敬一 |

令和6年6月5日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

高規格救急自動車を取得したいので、本議案を提出するものである。

議案第49号 参 考 (1)

高規格救急自動車の購入

契約の目的	契約方法	契約金額	契約の相手方
高規格救急自動車の購入	指名競争入札	円 21,450,000	大阪市西区立売堀1丁目7番15号 大阪トヨペット株式会社 法人営業部 部長 村内 敬一

- ・仮契約年月日 令和6年5月13日
- ・納入期限 令和7年3月31日
- ・納入場所 大阪府池田市八王寺1丁目2番1号
- ・入札説明会 令和6年4月23日

- ・入札日 令和6年5月13日
- ・予定価格 21,818,182円(消費税抜き)
- ・入札経過 単位(円)

入札業者名	第1回入札金額	第2回入札金額	第3回入札金額
◎大阪トヨペット(株) 法人営業部	19,500,000		
日産大阪販売(株) 池田店	事前辞退		
(株)消防防災	19,790,000		
(株)関電L&A	事前辞退		

備考(1) ◎は落札者

(2) 上記入札金額に10%に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格である。

売 買 契 約 書

1	品 名	高規格救急自動車										
2	規 格	別紙仕様書のとおり										
3	数 量	別紙仕様書のとおり										
4	契 約 金 額			¥	2	1	4	5	0	0	0	0
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額			¥	1	9	5	0	0	0	0	0
5	契 約 保 証 金	免 除										
6	納 入 場 所	大阪府池田市八王寺1丁目2番1号										
7	納 入 期 限	令和7年3月31日										

上記物品の売買について、発注者と受注者は次の契約条項によって売買契約を締結する。
本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年5月13日

大阪府池田市城南1丁目1番1号

発注者 池 田 市
代 表 者 池田市長 瀧澤 智子

所 在 地 大阪市西区立売堀1丁目7番15号

受注者 商号又は名称 大阪トヨペット株式会社 法人営業部
代表者氏名 部長 村内 敬一

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書（仕様書及び図面等を含む。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この売買契約を誠実に履行しなくてはならない。
- 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって履行しなくてはならない。
 - 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、この契約の終了、解除後も同様とする。
 - この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
 - この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
 - この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第2条** 受注者は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあっては、この限りでない。

(監督)

- 第3条** 発注者は、必要があるときは、立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督することができる。

(納入方法)

- 第4条** 受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 物品の品質、形状、寸法等は、すべて仕様書及び図面又は現品見本どおりとしなければならない。
 - 受注者は、品名、規格、数量、単価等を記載した納品書を添えて、自己の負担をもって発注者の指定する場所に物品を一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(納入期限の延長)

- 第5条** 受注者は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、その都度遅滞なく事由及び延期日数等を詳記した文書をもって期限延長の申出をすることができる。
- 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。
 - 発注者は、第1項の申出を受理した場合において、内容を検討し正当であると認めるときは、納入期限を延長することができる。

(検査)

- 第6条** 発注者は、納品日から10日以内に検査を行うものとする。
- 受注者は、前項の検査に立会うものとし、立会わないときは検査の結果について異議を申し立てることができない。
 - 第1項の検査に要する費用及び検査のために変質し、変形し、消耗し、又はき損したものの復元又は補填に要する費用は、すべて受注者が負担するものとする。
 - 発注者は、納入した物品の全部又は一部が第1項の検査に合格しないことを発見したときは、受注者に物品の取替又は改善を請求することができる。
 - 発注者は、受注者が前項の取替又は改善をしたときは、前各項の例により検査を行うものとする。

(所有権)

第7条 物品の所有権は、前条第1項又は第5項の検査に合格と認めた物品を納入場所において確認したときをもって発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失等の危険負担はすべて受注者が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第8条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその期間を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約金額の請求及び支払)

第9条 受注者は、第7条の規定による発注者の確認後、適法な請求書を発注者に提出するものとする。

ただし、第4条第3項ただし書の規定により一部の納入が認められたときは、その残部のすべてが納入され、第7条の規定による発注者の確認後、適法な請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から30日以内に代金を受注者に支払わなければならない。

3 発注者は、前項の期間内に代金を支払うことができないときは、前項の期間満了の日の翌日から代金支払の日までの日数に応じ、当該未払金に対し、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額の遅延利息を受注者に支払わなくてはならない。

4 発注者は、第1項の請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部に不備があることを発見したときは、その事由を明示して、その請求書を受注者に返付することができる。この場合において、当該請求書を返付した日から、発注者が受注者から是正した請求書を受理した日までの期間は、第2項の規定による支払期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不備が、受注者の故意又は重大な過失によるときは、その請求書の提出は無効とする。

5 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(履行遅滞による遅滞料)

第10条 受注者は、受注者の責めに帰すべき理由により、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の到来の日の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の金額）につき、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額の遅延利息を発注者に支払わなくてはならない。

2 前項の遅滞料徴収日数の計算については、第6条第1項及び第5項の検査に要した日数並びに受注者の故意又は重大な過失によらない事由による同条第4項の取替又は改善に要した日数は、算入しないものとする。

(発注者の任意解除権)

第11条 発注者は、納入期間が満了するまでの間は、次条又は第12条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(発注者の解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 受注者の責めに帰する理由により納品期間内に納品を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) 正当な理由なく、第8条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第2条の規定に違反して、本契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (2) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (8) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
 - (9) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
 - (10) 発注者が行う物品の検査に際し受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
 - (11) 第15条の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。
 - (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ウ 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（以下「利益の供与」という。）をしたと認められるとき。そのほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をしたと認められるとき。
 - エ 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 3 次に掲げる場合には、発注者は、第1項の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(談合その他不正行為による解除)

第12条の2 発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契

約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（独占禁止法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは同条第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提訴されたとき（受注者の役員等又はその使用人が当該公訴を提起された時を含む。）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第13条 第12条又は前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（既納入物品の取扱い）

第14条 発注者が第11条又は第12条（第2項第7号及び第12号を除く。）の規定により、この契約を解除したとき、又は第16条第3項各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、物品の既納入部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、受注者は、その代金を請求することができる。

2 前項の代金の請求及び支払に関しては、第9条の規定を準用するものとする。

（受注者の解除権）

第15条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 発注者がこの契約に違反し、その違反により物品を完納することが不可能になったとき。
 - (2) 天災その他の理由により、物品を完納することが不可能又は著しく困難となったとき。
- 2 前項各号に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前項の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第16条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。

- (1) 契約不適合があるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。
- (1) 第12条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第2項の規定による違約金の支払は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 5 第1項、第2項（第3項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）又は

前項に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項、第2項及び前項の規定は適用しない。

- 6 受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期間内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対して、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額を遅延利息として併せて発注者に納付しなければならない。

(談合等不正行為があった場合の賠償金等)

第16条の2 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、契約金額の総額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 第12条の2第4号に規定する刑が確定したとき。
- (4) 第12条の2第5号に該当したとき。

- 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合には、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求)

第17条 発注者は、第11条の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償金の額は、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。ただし、その損害が、発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、第15条第1項第1号に該当し、同条の規定によりこの契約を解除された場合について準用する。

(契約不適合責任期間)

第18条 発注者は、引き渡された物品が契約不適合であるとき、契約の内容に適合しないことを知った日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、発注者が物品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の変更)

第19条 この契約締結後、経済情勢及び市況の変動により、契約金額が不相当と認められるときは、発注者と受注者が協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(相殺)

第20条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約金額請求権及びその他の債権と相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(紛争の処理)

第21条 受注者は、この契約に関し第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

(仮契約)

第22条 この契約は仮契約であり、池田市議会の議決がなされたとき本契約となるものとする。

(疑義等の決定)

第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

高規格救急自動車の概要

池田市消防本部（署）に配置する予定の高規格救急自動車は、救急救命士が行う高度な救命処置に必要な資機材を搭載し、気管挿管や薬剤投与などの特定行為を実施するスペースが確保された機能性に優れた車両であり、救急体制の充実及び強化のための救急隊の5隊運用に向けて購入するものである。

主要諸元等については、次のとおりである。

1 主要諸元

型式	トヨタ ハイメディック（3BF-TRH226） 又は同等品
全長	5,660mm
全幅	1,890mm
全高	2,490mm
定員	7名
エンジン出力	150PS
最小回転半径	6.3m

2 車両主要装備品

防振ベッド・エクステンジストレッチャー
ルーフサイド及び車両後方バックドア上部作業灯
ナビゲーションシステム及びバックアイモニター一式
後退警報機（解除スイッチ付き）
キーレスエントリーシステム一式

イージークローザー（バックドア及びスライドドア）一式

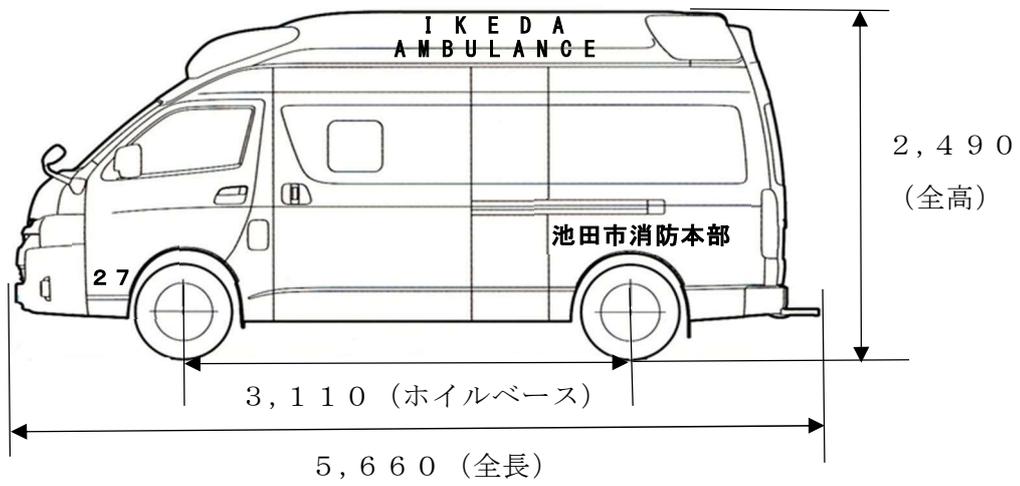
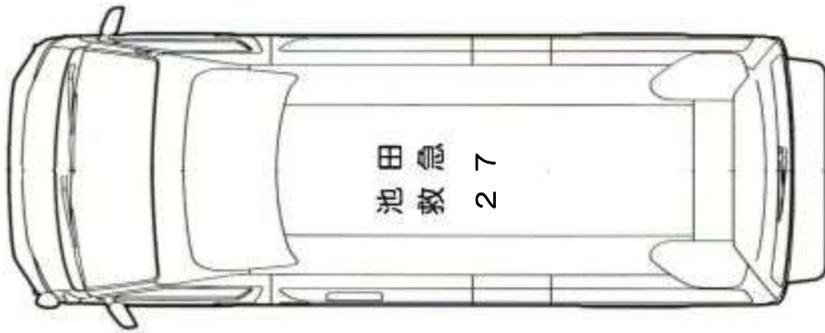
3 高度救命処置用資機材

気道確保用資機材一式

自動体外式除細動器一式

その他の救急活動資機材等

4 艀装三面図



(単位：mm)



議案第50号

財産区管理委員の選任について

下記の者を財産区管理委員に選任したいので、財産区管理会条例（昭和38年池田市条例第19号）第3条の規定により議会の同意を求める。

記

大字北轟木・宮ノ前・北今在家財産区

住 所	氏 名	生年月日
████████████████████	前沢 忠好	██████████
████████████████████	明石 巧	██████████
████████████████████	川西 幸男	██████████
████████████████████	前澤 徳次	██████████
████████████████████	橋川 幸雄	██████████
████████████████████	村路 勇	██████████
████████████████████	中田 和成	██████████

大字伏尾財産区

住 所	氏 名	生年月日
████████████████████	宮崎 雅弘	██████████
████████████████████	宮崎 秀樹	██████████
████████████████████	松本 秀隆	██████████
████████████████████	岡本 博文	██████████
████████████████████	梶田 安雄	██████████
████████████████████	梶田 晶久	██████████
████████████████████	井上 勇人	██████████

令和6年6月5日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

大字北轟木・宮ノ前・北今在家財産区及び大字伏尾財産区の各財産区管理会の各財産区管理委員は、来る令和6年6月30日をもって任期満了となるので、その後任を選任するものである。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦に関する諮問について

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 [redacted]
氏 名 長 田 律 子 [redacted] 生

住 所 [redacted]
氏 名 中 野 寛 秀 [redacted] 生

住 所 [redacted]
氏 名 三 村 優 [redacted] 生

令和6年6月5日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

人権擁護委員長田律子氏、中野寛秀氏は来る令和6年12月31日をもって任期満了となり、金井塚康弘氏は大阪法務局長から後任委員の推薦について依頼があったため、その後任委員の推薦を必要とするものである。

議案第51号

令和6年度池田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度池田市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,822千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

10,612,591千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月5日 提出

大阪府池田市市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 国 庫 支 出 金			7,822	7,822
	1 国 庫 補 助 金		7,822	7,822
歳 入 合 計		10,604,769	7,822	10,612,591

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		211,975	7,822	219,797
	1 総 務 管 理 費	192,116	7,822	199,938
歳 出 合 計		10,604,769	7,822	10,612,591

令和6年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

国民健康保険特別会計 第1号

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 国庫支出金		7,822	7,822
歳入合計	10,604,769	7,822	10,612,591

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 総務費	211,975	7,822	219,797	7,822			
歳出合計	10,604,769	7,822	10,612,591	7,822			

歲 入

2 歳 入

(款) 6 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 社会保障・ 税番号制度 システム整 備費補助金		7,822	7,822	1 社会保障・ 税番号制度 システム整 備費補助金	7,822	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 7,822 追加
計		7,822	7,822			

歲

出

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	190,131	7,822	197,953	7,822				12 委託料	7,822	電算委託料 7,822 追加
計	192,116	7,822	199,938	7,822						

参 考 资 料

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		2,226,675	—	2,226,675
	1 国民健康保険料	2,226,675	—	2,226,675
2 使用料及び手数料		600	—	600
	1 手数料	600	—	600
3 府支出金		7,262,476	—	7,262,476
	1 府補助金	7,262,476	—	7,262,476
4 繰入金		1,092,998	—	1,092,998
	1 他会計繰入金	1,092,998	—	1,092,998
5 諸収入		22,020	—	22,020
	1 預金利子	20	—	20
	2 雑入	19,000	—	19,000
	3 延滞金加算及び過料	3,000	—	3,000
6 国庫支出金			7,822	7,822
	1 国庫補助金		7,822	7,822
歳入合計		10,604,769	7,822	10,612,591

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		211,975	7,822	219,797
	1 総 務 管 理 費	192,116	7,822	199,938
	2 徴 収 費	19,535	—	19,535
	3 運 営 協 議 会 費	324	—	324
2 保 険 給 付 費		7,082,205	—	7,082,205
	1 療 養 諸 費	6,093,621	—	6,093,621
	2 高 額 療 養 費	922,251	—	922,251
	3 移 送 費	100	—	100
	4 出 産 育 児 諸 費	40,017	—	40,017
	5 葬 祭 諸 費	7,500	—	7,500
	6 精 神 ・ 結 核 医 療 給 付 費	18,303	—	18,303
	7 そ の 他 諸 費	413	—	413
3 国民健康保険事業費納付金		3,188,918	—	3,188,918
	1 医 療 給 付 費 分	2,287,276	—	2,287,276
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	664,738	—	664,738
	3 介 護 納 付 金 分	236,904	—	236,904
4 保 健 事 業 費		108,379	—	108,379
	1 保 健 事 業 費	30,456	—	30,456

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 特定健康診査等事業費	77,923	—	77,923
5 公債費		1,483	—	1,483
	1 一般公債費	1,483	—	1,483
6 諸支出金		11,500	—	11,500
	1 償還金及び還付加算金	11,500	—	11,500
7 予備費		309	—	309
	1 予備費	309	—	309
歳出	合計	10,604,769	7,822	10,612,591

議案第52号

令和6年度池田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度池田市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,286千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,605,536千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月5日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰 入 金		1,947,705	13,286	1,960,991
	1 他 会 計 繰 入 金	1,724,337	13,286	1,737,623
歳 入 合 計		10,592,250	13,286	10,605,536

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		362,573	13,286	375,859
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	137,155	13,286	150,441
歳 出 合 計		10,592,250	13,286	10,605,536

令和6年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

介護保険事業特別会計 第1号

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 繰入金	1,947,705	13,286	1,960,991
歳入合計	10,592,250	13,286	10,605,536

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 総務費	362,573	13,286	375,859				13,286
歳出合計	10,592,250	13,286	10,605,536				13,286

入

歳

2 歳 入

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	1,724,337	13,286	1,737,623	2 職員給与費等繰入金	13,286	職員給与費等繰入金 13,286 追加
計	1,724,337	13,286	1,737,623			

歲 出

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 3 介護認定審査会費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 共同介護 認定審査 会事業費	58,014	13,286	71,300				13,286	10 需用費	1,916	消耗品費 1,916 追加
								11 役務費	264	手数料 264 追加
								12 委託料	1,372	電算委託料 1,372 追加
								13 使用料及び 賃借料	1,650	インターネット使用料 520 追加 システム利用料 1,130 追加
								17 備品購入費	8,084	器具費 8,084 追加 タブレット型端末 他
計	137,155	13,286	150,441				13,286			

参 考 资 料

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		23,844	—	23,844
	1 負担金	23,844	—	23,844
2 介護保険料		2,051,452	—	2,051,452
	1 介護保険料	2,051,452	—	2,051,452
3 使用料及び手数料		425	—	425
	1 手数料	425	—	425
4 国庫支出金		2,421,848	—	2,421,848
	1 国庫負担金	1,774,136	—	1,774,136
	2 国庫補助金	647,712	—	647,712
5 支払基金交付金		2,709,382	—	2,709,382
	1 支払基金交付金	2,709,382	—	2,709,382
6 府支出金		1,436,578	—	1,436,578
	1 府負担金	1,346,202	—	1,346,202
	2 府補助金	90,376	—	90,376
7 財産収入		781	—	781
	1 財産運用収入	781	—	781
8 繰入金		1,947,705	13,286	1,960,991
	1 他会計繰入金	1,724,337	13,286	1,737,623

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 繰入金	223,368	—	223,368
9 諸収入		235	—	235
	1 預金利息	10	—	10
	2 雑収入	224	—	224
	3 延滞金加算金及び過料	1	—	1
歳入	合計	10,592,250	13,286	10,605,536

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		362,573	13,286	375,859
	1 総務管理費	224,218	—	224,218
	2 徴収費	1,200	—	1,200
	3 介護認定審査会費	137,155	13,286	150,441
2 保険給付費		9,601,039	—	9,601,039
	1 介護サービス等諸費	8,689,205	—	8,689,205
	2 介護予防サービス等諸費	363,416	—	363,416
	3 その他諸費	8,382	—	8,382
	4 高額介護サービス等費	304,031	—	304,031
	5 高額医療合算介護サービス等費	44,677	—	44,677
	6 特定入所者介護サービス等費	191,328	—	191,328
3 地域支援事業費		621,788	—	621,788
	1 包括的支援事業・任意事業費	187,852	—	187,852
	2 介護予防・生活支援サービス事業費	415,683	—	415,683
	3 その他諸費	1,533	—	1,533
	4 一般介護予防事業費	16,720	—	16,720
4 公債費		970	—	970
	1 一般公債費	970	—	970

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金		780	—	780
	1 基金積立金	780	—	780
6 諸支出金		5,100	—	5,100
	1 償還金及び還付加算金	5,100	—	5,100
歳出	合計	10,592,250	13,286	10,605,536

議案第53号

令和6年度池田市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度池田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 297,516千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44,845,516千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月5日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		7,330,978	33,978	7,364,956
	2 国庫補助金	682,449	4,902	687,351
	4 国庫交付金	527,666	29,076	556,742
19 繰入金		2,879,872	122,704	3,002,576
	1 繰入金	2,879,872	122,704	3,002,576
20 諸収入		1,081,240	140,834	1,222,074
	6 雑入	523,110	140,834	663,944
歳入合計		44,548,000	297,516	44,845,516

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		4,478,585	2,500	4,481,085
	1 総 務 管 理 費	3,588,052	2,500	3,590,552
3 民 生 費		19,986,052	23,266	20,009,318
	1 社 会 福 祉 費	9,596,452	23,266	9,619,718
4 衛 生 費		3,835,480	217,712	4,053,192
	1 保 健 衛 生 費	2,302,794	217,712	2,520,506
10 教 育 費		6,098,892	50,310	6,149,202
	1 教 育 総 務 費	1,794,655	45,408	1,840,063
	6 社 会 教 育 費	2,042,215	4,902	2,047,117
13 予 備 費		191,797	3,728	195,525
	1 予 備 費	191,797	3,728	195,525
歳 出 合 計		44,548,000	297,516	44,845,516

議案第53号 説 明

令和6年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 3 号

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	7,330,978	33,978	7,364,956
19 繰入金	2,879,872	122,704	3,002,576
20 諸収入	1,081,240	140,834	1,222,074
歳入合計	44,548,000	297,516	44,845,516

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 総務費	4,478,585	2,500	4,481,085			2,500	
3 民生費	19,986,052	23,266	20,009,318	6,372			16,894
4 衛生費	3,835,480	217,712	4,053,192			138,334	79,378
10 教育費	6,098,892	50,310	6,149,202	27,606		22,704	
13 予備費	191,797	3,728	195,525				3,728
歳出合計	44,548,000	297,516	44,845,516	33,978		163,538	100,000

歲 入

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 教育費国庫補助金	32,495	4,902	37,397	9 こどもの居場所づくり支援モデル事業費補助	4,902	こどもの居場所づくり支援モデル事業費補助 4,902 追加
計	682,449	4,902	687,351			

(款) 15 国庫支出金

(項) 4 国庫交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫交付金	1,514	29,076	30,590	3 デジタル田園都市国家構想交付金	29,076	デジタル田園都市国家構想交付金 29,076 追加
計	527,666	29,076	556,742			

(款) 19 繰入金

(項) 1 繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	2,870,700	122,704	2,993,404	1 財政調整基金繰入金	100,000	財政調整基金繰入金 100,000 追加
				7 世界に誇れる安全で安心なまちづくり基金繰入金	22,704	世界に誇れる安全で安心なまちづくり基金繰入金 22,704 追加
計	2,879,872	122,704	3,002,576			

(款) 20 諸 収 入

(項) 6 雑 入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 雑 入	522,709	140,834	663,543	2 雑 入	140,834	コミュニティ助成金 2,500 追加 予防接種他市負担金 19,711 追加 新型コロナウイルスワクチン接種助成金 118,623 追加
計	523,110	140,834	663,944			

出

歲

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
13 自治振興費	382,523	2,500	385,023			2,500		18 負担金補助及び交付金	2,500	補助金 2,500 追加 コミュニティ助成
計	3,588,052	2,500	3,590,552			2,500				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費	5,010,488	13,286	5,023,774	6,372			6,914	27 繰出金	13,286	介護保険事業特別会計繰出 金 13,286 追加
7 保健福祉 総合センタ ー管理費	42,854	9,980	52,834				9,980	10 需用費	9,980	修繕料 9,980 追加
計	9,596,452	23,266	9,619,718	6,372			16,894			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
2 予防費	814,976	217,712	1,032,688			138,334	79,378	10 需用費	200	印刷製本費 200 追加
								11 役務費	10	通信運搬費 10 追加 郵便料
								12 委託料	200,230	予防接種委託料 200,230 追加
								18 負担金補助 及び交付金	13,299	負担金 13,299 追加 予防接種他市負担金
								19 扶助費	3,973	予防接種扶助費 3,973 追加
計	2,302,794	217,712	2,520,506			138,334	79,378			

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
7 教育センター費	295,100	45,408	340,508	22,704		22,704		12 委託料	25,707	システム構築委託料 25,707 追加
								17 備品購入費	19,701	器具費 防犯カメラ 19,701 追加
計	1,794,655	45,408	1,840,063	22,704		22,704				

(款) 10 教育費

(項) 6 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
8 青少年教育振興費	547,439	4,902	552,341	4,902				12 委託料	4,902	子どもの居場所づくり推進 委託料 4,902 追加
計	2,042,215	4,902	2,047,117	4,902						

(款) 13 予備費

(項) 1 予備費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1 予備費	191,797	3,728	195,525				3,728		予備費 3,728 追加	
計	191,797	3,728	195,525				3,728			

参 考 资 料

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		16,518,100	—	16,518,100
	1 市 民 税	7,776,400	—	7,776,400
	2 固 定 資 産 税	6,554,000	—	6,554,000
	3 軽 自 動 車 税	132,700	—	132,700
	4 市 た ば こ 税	560,000	—	560,000
	5 入 湯 税	4,000	—	4,000
	6 都 市 計 画 税	1,491,000	—	1,491,000
2 地 方 譲 与 税		234,500	—	234,500
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	39,000	—	39,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	129,000	—	129,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	52,000	—	52,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	14,500	—	14,500
3 利 子 割 交 付 金		14,000	—	14,000
	1 利 子 割 交 付 金	14,000	—	14,000
4 配 当 割 交 付 金		130,000	—	130,000
	1 配 当 割 交 付 金	130,000	—	130,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		103,000	—	103,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	103,000	—	103,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 法人事業税交付金		300,000	—	300,000
	1 法人事業税交付金	300,000	—	300,000
7 地方消費税交付金		2,400,000	—	2,400,000
	1 地方消費税交付金	2,400,000	—	2,400,000
8 ゴルフ場利用税交付金		65,000	—	65,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	65,000	—	65,000
9 環境性能割交付金		50,000	—	50,000
	1 環境性能割交付金	50,000	—	50,000
10 地方特例交付金		493,500	—	493,500
	1 地方特例交付金	493,000	—	493,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	500	—	500
11 地方交付税		5,100,000	—	5,100,000
	1 地方交付税	5,100,000	—	5,100,000
12 交通安全対策特別交付金		12,000	—	12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000	—	12,000
13 分担金及び負担金		322,131	—	322,131
	1 負担金	322,131	—	322,131

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		901,461	—	901,461
	1 使用料	642,006	—	642,006
	2 手数料	258,403	—	258,403
	3 証紙収入	1,052	—	1,052
15 国庫支出金		7,330,978	33,978	7,364,956
	1 国庫負担金	6,101,835	—	6,101,835
	2 国庫補助金	682,449	4,902	687,351
	3 国庫委託金	19,028	—	19,028
	4 国庫交付金	527,666	29,076	556,742
16 府支出金		3,492,885	—	3,492,885
	1 府負担金	2,691,235	—	2,691,235
	2 府補助金	411,950	—	411,950
	3 府委託金	4,467	—	4,467
	4 府交付金	385,233	—	385,233
17 財産収入		19,965	—	19,965
	1 財産運用収入	8,916	—	8,916
	2 財産売払収入	11,049	—	11,049
18 寄附金		206,168	—	206,168

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 寄 附 金	206,168	—	206,168
19 繰 入 金		2,879,872	122,704	3,002,576
	1 繰 入 金	2,879,872	122,704	3,002,576
20 諸 収 入		1,081,240	140,834	1,222,074
	1 延滞金加算金及び過料	15,000	—	15,000
	2 市 預 金 利 子	30	—	30
	3 貸 付 金 元 利 収 入	141,600	—	141,600
	4 収 益 事 業 収 入	400,000	—	400,000
	5 受 託 事 業 収 入	1,500	—	1,500
	6 雑 入	523,110	140,834	663,944
21 市 債		2,893,200	—	2,893,200
	1 市 債	2,893,200	—	2,893,200
歳 入 合 計		44,548,000	297,516	44,845,516

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		407,784	—	407,784
	1 議 会 費	407,784	—	407,784
2 総 務 費		4,478,585	2,500	4,481,085
	1 総 務 管 理 費	3,588,052	2,500	3,590,552
	2 徴 税 費	519,765	—	519,765
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	269,282	—	269,282
	4 選 挙 費	34,528	—	34,528
	5 統 計 調 査 費	20,709	—	20,709
	6 監 査 委 員 費	46,249	—	46,249
3 民 生 費		19,986,052	23,266	20,009,318
	1 社 会 福 祉 費	9,596,452	23,266	9,619,718
	2 児 童 福 祉 費	8,600,677	—	8,600,677
	3 生 活 保 護 費	1,788,543	—	1,788,543
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		3,835,480	217,712	4,053,192
	1 保 健 衛 生 費	2,302,794	217,712	2,520,506
	2 清 掃 費	1,532,686	—	1,532,686
5 労 働 費		13,688	—	13,688

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 労働諸費	13,688	—	13,688
6 農林水産業費		63,559	—	63,559
	1 農林費	63,559	—	63,559
7 商工費		273,046	—	273,046
	1 商工費	273,046	—	273,046
8 土木費		3,026,466	—	3,026,466
	1 土木管理費	478,651	—	478,651
	2 道路橋りょう費	582,120	—	582,120
	3 河川費	43,326	—	43,326
	4 都市計画費	1,756,723	—	1,756,723
	5 住宅費	165,278	—	165,278
	6 災害防止費	368	—	368
9 消防費		1,803,548	—	1,803,548
	1 消防費	1,803,548	—	1,803,548
10 教育費		6,098,892	50,310	6,149,202
	1 教育総務費	1,794,655	45,408	1,840,063
	2 小学校費	806,150	—	806,150
	3 中学校費	393,196	—	393,196

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 幼稚園費	311,612	—	311,612
	5 給食センター費	751,064	—	751,064
	6 社会教育費	2,042,215	4,902	2,047,117
11 公債費		4,322,245	—	4,322,245
	1 公債費	4,322,245	—	4,322,245
12 諸支出金		46,858	—	46,858
	1 防災費	46,858	—	46,858
13 予備費		191,797	3,728	195,525
	1 予備費	191,797	3,728	195,525
	歳出合計	44,548,000	297,516	44,845,516

歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計
義務的経費	25,197,004	3,973	25,200,977
人件費	9,459,186	—	9,459,186
扶助費	11,415,573	3,973	11,419,546
公債費	4,322,245	—	4,322,245
投資的経費	2,843,168	—	2,843,168
その他	16,507,828	293,543	16,801,371
物件費	7,610,688	260,730	7,871,418
その他	8,897,140	32,813	8,929,953
合 計	44,548,000	297,516	44,845,516

一般会計

令和6年度 補正第3号		歳出款別節別内訳表													(単位：千円)
節別	款別	1 議会費	2 総務費	3 民生費	4 衛生費	5 労働費	6 農林水産業費	7 商工費	8 土木費	9 消防費	10 教育費	11 公債費	12 諸支出金	13 予備費	計
1	報酬	162,388	164,214	353,766	99,653	1,380	8,392	14,618	19,347	24,494	1,151,071		123		1,999,446
2	給料	32,716	668,889	566,224	308,569	3,197	11,531	7,442	176,059	488,027	564,063				2,826,717
3	職員手当等	98,544	799,617	545,412	275,290	2,263	10,956	10,660	153,779	468,044	779,253		4,953		3,148,771
4	共済費	59,794	293,201	281,887	134,443	1,097	4,929	6,160	72,430	185,041	444,840				1,483,822
5	災害補償費		300							100	30				430
6	恩給及び退職年金														
7	報償費	121	92,628	22,868	59,291		700	1,800	20	3,579	65,344		436		246,787
8	旅費	8,475	20,688	12,321	6,038	14	402	1,441	3,356	3,423	56,479				112,637
9	交際費	1,000	1,600								485				3,085
10	需用費	5,048	257,733	102,565	419,765	106	5,772	4,797	98,178	52,128	426,473		10,921		1,383,486
11	役務費	1,280	136,376	41,090	14,827	87	180	996	966	6,723	29,573		6,062		238,160
12	委託料	5,942	1,154,256	669,173	1,570,500		4,432	23,435	739,573	21,685	1,380,875		22,048		5,591,919
13	使用料及び賃借料	1,778	476,454	36,425	16,073		786	2,147	139,854	2,909	261,676		14		938,116
14	工事請負費	16,500		450,000	80,000				652,500	5,700	601,000				1,805,700
15	原材料費			227	129				737	40	4,314				5,447
16	公有財産購入費														
17	備品購入費	45	9,872	15,817	23,616			60	149	97,293	77,380		1,424		225,656
18	負担金補助及び交付金	14,153	138,541	2,313,656	157,835	5,544	5,173	61,478	104,444	423,765	225,378		824		3,450,791
19	扶助費		185	11,322,637	24,888						71,836				11,419,546
20	貸付金			2,224				138,000							140,224
21	補償補填及び賠償金		100	200	11,072				3,030		9,050				23,452
22	償還金利子及び割引料		51,025		2,087						50	4,322,245			4,375,407
23	投資及び出資金														
24	積立金		215,397	3,518	30,000			12	64				53		249,044
25	寄附金														
26	公課費		9	32	608					905	32				1,586
27	繰出金			3,269,276	818,508		10,306		861,980	19,692					4,979,762
	予備費													195,525	195,525
	()%	(0.9)	(10.0)	(44.6)	(9.1)	(0.0)	(0.2)	(0.6)	(6.8)	(4.0)	(13.7)	(9.6)	(0.1)	(0.4)	(100.0)
	計	407,784	4,481,085	20,009,318	4,053,192	13,688	63,559	273,046	3,026,466	1,803,548	6,149,202	4,322,245	46,858	195,525	44,845,516

一般会計

令和6年度		補正第3号		歳出性質別節別内訳表				(単位：千円)	
節別	性質別	義務的経費				投資的経費	その他の経費		合計
		人件費	扶助費	公債費	小計		物件費	その他	
1	報酬	1,999,446			1,999,446				1,999,446
2	給料	2,826,717			2,826,717				2,826,717
3	職員手当等	3,148,771			3,148,771				3,148,771
4	共済費	1,483,822			1,483,822				1,483,822
5	災害補償費	430			430				430
6	恩給及び退職年金								
7	報償費						246,787		246,787
8	旅費						112,637		112,637
9	交際費						3,085		3,085
10	需用費					120,000	1,263,486		1,383,486
11	役務費					1,439	236,721		238,160
12	委託料					393,959	5,197,960		5,591,919
13	使用料及び賃借料					774	937,342		938,116
14	工事請負費					1,805,700			1,805,700
15	原材料費						5,447		5,447
16	公有財産購入費								
17	備品購入費					110,916	114,740		225,656
18	負担金補助及び交付金					393,580		3,057,211	3,450,791
19	扶助費		11,419,546		11,419,546				11,419,546
20	貸付金							140,224	140,224
21	補償補填及び賠償金							23,452	23,452
22	償還金利子及び割引料			4,322,245	4,322,245			53,162	4,375,407
23	投資及び出資金								
24	積立金							249,044	249,044
25	寄附金								
26	公課費							1,586	1,586
27	繰出金					16,800		4,962,962	4,979,762
	予備費							195,525	195,525
	計 ()%	(21.1)	(25.5)	(9.6)	(56.2)	(6.3)	(17.6)	(19.9)	(100.0)
		9,459,186	11,419,546	4,322,245	25,200,977	2,843,168	7,871,418	8,929,953	44,845,516